

I 外国人不法行為法の裁判管轄権

—Sosa v. Alvarez-Machain, 124 S.Ct. 2739 (2004)—

1 事 実

被上訴人 Alvarez-Machain はメキシコ人であり、連邦薬物取締局 (Drug Enforcement Administration) が雇ったメキシコ人により拉致され、アメリカに連行された。この拉致連行を行ったのが本件上訴人 Sosa である。連行の目的は、Alvarez-Machain のアメリカでの刑事訴追 (連邦薬物取締局のエイジェントの殺人容疑) であった。米墨間には犯罪人引渡し条約があるが、引渡しは実現しなかった。連邦最高裁は Alvarez-Machain の拉致連行が、連邦裁判所の管轄権を阻害しない旨を既に判示している⁽¹⁾。

Alvarez-Machain は連邦地裁により無罪の判決を受け、連邦政府に対して連邦不法行為請求法 (Federal Tort Claims Act, 以下 FTCA) により、また、Sosa に対しては外国人不法行為法 (Alien Tort Statute, 以下 ATS) により、損害賠償請求訴訟を提起した。

連邦地裁は、FTCA における主権免除放棄の例外規定 (つまり、法的責任を免除する規定) を適用し、同法に基づく請求を却下したが、ATS に基づく損害賠償請求は認めた。第 9 巡回区連邦控訴裁では、FTCA に関する地裁判断を覆し、また ATS に関する判断を支持した⁽²⁾。この判断につき連邦最高裁は裁量上訴受理令状により審理した。

(1) United States v. Alvarez-Machain, 504 U.S. 655 (1992). 国際法上、国家の領域外の法執行行為は、国家主権に違反すると考えられ国際法上の責任を問われる。しかし、その違法行為が国内裁判所の管轄権行使を排除するかは別問題である。「違法な逮捕なれど合法の拘留」のローマ法原則が、現代多くの諸国の国家実行によって支持されているといわれる。古谷修一「域外法執行措置と国家管轄権」島田征夫他編『変動する国際社会と法』345頁所収 (敬文堂, 1996年) 参照。

(2) Alvarez-Machain v. United States, 331 F.3d 604 (9th Cir. 2003) (en banc).

2 争 点

本件の争点は2つあり、第1はFTCAの主権免除放棄の例外規定（「外国で生じた請求原因（claims arising in a foreign country）」28 U.S.C. §2680(k)）の解釈であり、第2はATSの解釈、つまり、同法が管轄権を付与するだけの法律か、訴訟原因をも規定する法律かである。また、ATSの解釈については主要論点が2つあり、1つはATSについて訴訟原因を規定する法が何かであり、いま1つは訴訟原因を規定する慣習国際法の判断基準が何かである。

3 判 決

原判決の破棄。Souter裁判官による法廷意見は、FTCAおよびATSの両法につき控訴裁の判断を覆し、損害賠償請求を否定した。第1の争点についてはFTCAの主権免除放棄の例外規定の適用を認めた。第2の争点については、ATSが訴訟原因を創設するものではなく、裁判管轄権に関する法律であることを判示した。また、ATSが規定する管轄権が行使されるためには、同法の制定当時に立法者が国際法上の不法行為として認識していた違法行為と同程度の明確性が、係争行為に備わっていなければならないと判示した。

裁判官の意見構成は、第1争点につきRehnquist首席裁判官、およびStevens, O'Conner, Scalia, Kennedy, Thomasの各裁判官がSouter法廷意見に同調する。Ginsburg裁判官は同意意見（Breyer裁判官が同調）により、結論は同じだがFTCAの異なる解釈を示す。第2争点については全員一致である。ただし、連邦裁判所が慣習国際法を確認適用する権限については、法廷意見に同調したのはStevens, O'Conner, Kennedy, Ginsburg, Breyerの各裁判官のみであり、Scalia裁判官は同意意見（Rehnquist首席裁判官、およびThomas裁判官同調）により、連邦裁判所が慣習国際法を確認して新たな訴訟原因を創造することを否定する。他に、ATSの適用について考慮すべき論点として、他の主権尊重（当該不法行為がなされた地域を管轄する国家の司法権の尊重）を論ずるBreyer裁判官の同意意見がある。

4 判決理由

FTCAの解釈

FTCAは、連邦政府の被用者による不法行為につき、被害者の損害賠償請求に対する主権免除の放棄を規定する。しかし、これには例外規定があり、

「外国で生じた請求原因」には主権免除放棄の適用がない。原審裁判所は、司令部理論 (headquarters doctrine) により、外国での不法行為が国内の指令本部からの指示による直接の結果である場合には、「外国で生じた請求原因」に該当しないことを理由に、免除放棄の例外に当たらないと判断した。

しかし法廷意見は「司令部理論」を、2つの観点から批判的に検討し、その適用を否定した。第1に、「指令部理論」が適用されるためには、国内での違法な計画行為が外国での実行行為の主原因 (proximate cause=当該結果をもたらす法的に相当と考えられる原因) であることが必要である。しかし、実行行為の主原因となる事実は唯一でないことがある。外国での行為が主原因である場合もあり、国内の行為だけが主原因であるとは限らない。第2に、主権免除放棄の例外について、議会が「外国で生じた」の文言を制定したとき、不法行為に関する準拠法の選択の判例法理は、「法益侵害の発生した土地の法を選択」するのが一般的であった。本件でも、「外国で生じた」とは、行為地が「外国」でなければならないのではなく、法益侵害が生じたのが「外国」でなければならない。身体拘束の侵害が発生したのは「外国」である。このような理由により「司令部理論」は否定され、主権免除放棄の例外が適用されると判断された。

ATS の解釈

1789年に制定されたATSは、次のように規定する。「[連邦] 地方裁判所は、国際法または合衆国の条約に違反してなされた不法行為のみについて、外国人による民事訴訟の第1審管轄権を有する。」 ("The district courts shall have original jurisdiction of any civil action by an alien for a tort only, committed in violation of the law of nations or a treaty of the United States." 28 U.S.C. §1350.) と規定する。この規定について、裁判管轄権を定めるだけなのか、訴訟原因をも規定するかが争われ、法廷意見は裁判管轄権のみと判断した。

法廷意見は、ATSが訴訟原因を規定することを否定し、同法の訴訟原因を規定するのは、コモン・ローの一部としての慣習国際法であると判示する。法廷意見によれば、ATSの管轄権が行使される訴訟原因は、ATS制定時に立法者が念頭においていた国際法違反の不法行為と同程度の明確性をもつものでなければならない。ATS制定時にATSの管轄権が行使されると考えられていた国際法違反の不法行為は、安導券 (safe conduct=戦時航海証) の侵害、大使の特権の侵害、海賊行為であるとされる。

また、法廷意見は ATS の管轄権が行使される訴訟原因の拡大には慎重でなければならないとする。慎重でなければならない理由は次の5つである。①コモン・ローの性質変化（法の宣明から法の創造へ）。②1938年 *Erie R.R. Co.* 判決⁽³⁾以降の連邦コモン・ローの限定領域への後退。③裁判所の救済が保障される私人の法的権利（a private right of action）の創出は立法部の判断に任せるのが賢明である。④国際法違反につき私人の訴訟原因を認めることは、連邦政府の対外関係に潜在的影響を生ずることがある。⑤議論の余地のある新しい国際法違反について、議会は裁判所に積極的な創造性を期待していない。

しかし、法廷意見は、Scalia裁判官の同意意見のように連邦裁判所が新しい慣習国際法を確認し適用する権限を完全に否定するのではなく、議会が否定するのでない限り、慎重ながらもそのような権限行使は認められるとする。したがって、ATS の管轄権の下で主張可能な慣習国際法上の訴訟原因を確認するための基準は、ATS が制定された当時に知られていた国際法違反の不法行為と同じ明確性をもって確認できなければならないとされる。

このように法廷意見は判示し、被上訴人の主張を批判的に検討する。まず、被上訴人は、彼の拉致が世界人権宣言および国際自由権規約に違反すると主張するが、前者は国際条約として拘束力をもたないし、後者については、アメリカは批准に際して同規約が自動執行（self-executing）性をもたない旨の宣言をなしており、訴訟原因を規定するものとして援用できないとされる。次に、被上訴人は、恣意的逮捕抑留の禁止が慣習国際法たる性質を獲得したと主張するが、その典拠をほとんど示していない。被上訴人は、自由権規約上の「恣意的」逮捕抑留とは、国内法上の授権を越えた公権力により許容された逮捕抑留であると定義するが、このような広範な解釈が認められるのであれば、世界のどこでなされても、権限を越えた逮捕について米国で損害賠償訴訟が可能となってしまう。彼の主張する慣習国際法は、当裁判所が要求するような明確性を備えていない。法廷意見は以上のように判示し、被上訴人の ATS の下での損害賠償請求を否定する。

5 判例研究

本稿の判例研究は上記2つの争点のうち、国際人権訴訟との関連で注目される ATS の解釈に限定する。

(3) *Erie R.R. Co. v. Tompkins*, 304 U.S. 64 (1938). 判例評釈として、浅香吉幹・英米判例百選〔第三版〕30頁（1996年）参照。

ATS は1789年に制定されて以来、ほぼ 2 百年間ほとんど適用されることがなかった。しかし、1980年に *Filartiga* 判決⁽⁴⁾が外国でなされた当該国警察官による拷問について、同法を援用した当該国民による損害賠償請求訴訟を認めた。それ以来、外国人による慣習国際法違反の不法行為⁽⁵⁾に対する損害賠償請求訴訟が、どの範囲で連邦裁判所の管轄権とされるかが議論されてきた⁽⁶⁾。

本判決は、*Filartiga* 判決の判断枠組みを大きく修正し、ATS が適用される範囲を極めて限定した。ATS に基づく損害賠償請求訴訟が、外国人の不法行為による慣習国際法違反を対象とすることについて、*Filartiga* 判決は拷問禁止が慣習国際法を構成するかを検討した。この判断枠組みは ATS が管轄権を規定するだけでなく訴訟原因をも規定するとの解釈を前提とし、連邦裁判所が慣習国際法を確認し適用する権限を前提としている。

これに対し本件法廷意見は、ATS が裁判管轄権のみに関する法律であるとし、訴訟原因を切り離して検討した。法廷意見は ATS の下で訴訟原因となる慣習国際法違反を、ATS の立法者が1789年当時に認識していたのと同等のものに限定しようとする。ただし、法廷意見は新しく形成される慣習国際法に基づいて ATS の管轄権が行使されることを全く否定するのではなく、ATS の管轄権が行使されるためには、新しい慣習国際法が ATS の制定当時に知られていた慣習国際法と同程度の明確性を備えなければならないとする。

(4) *Filartiga v. Pena-Irala*, 630 F.2d 876 (2d Cir.). この事件を契機とするアメリカでの国際人権訴訟については、岩沢雄司「アメリカ裁判所における国際人権訴訟の展開（1）（2・完）」国際法外交雑誌87巻2号48頁・5号1頁（1988年）参照。また、判例評釈として、岩沢「フィラルティガ事件」田畠茂二郎他編『判例国際法』279頁（東信堂、2000年），山崎公士「拷問禁止の慣習法化」国際法判例百選6頁（2001年）参照。

(5) ATS はアメリカが当事国となっている条約に違反する不法行為についても、外国人の損害賠償請求訴訟を規定する。しかし、アメリカが当事国になっている人権諸条約については、上院の承認に際してそれら諸条約が自動執行性をもたない旨の宣言がなされており、この宣言は条約における人権保障を訴訟原因としないものと理解されている。拙稿「アメリカ法と国際人権条約」アメリカ2001-1号46頁参照。

(6) *Filartiga* 判決以降、ATS の管轄権の範囲について控訴裁判所レベルの判断が分かれていた。See, e.g., *Tel Oren v. Libyan Arab Republic*, 726 F.2d 774 (D.C. Cir. 1984) ; *Karadic v. Karadzic*, 70 F. 3d 232 (2d Cir. 1995). ケント・アンダーソン「国際法違反の不法行為に対する米国連邦裁判所の管轄権」国際法外交雑誌101巻1号39頁（2002年）参照。

しかし、21世紀の現在に形成されつつある国際人権法にかかる慣習国際法の明確性を、18世紀末の慣習国際法の明確性の基準で判断せよということは、両者の法領域も異なり⁽⁷⁾、また個人について国際法が規律する程度も異なっているゆえに、否定の結論を先行させる論理ともいえる。法廷意見がこのような消極的態度をとった理由は、コモン・ローの性質変化についての認識にある。最高裁が現代のコモン・ローは法の発見ではなく、法創造の役割を果たしていると明言したことは注目される。しかし、これは第一義的には国内法領域のコモン・ローに妥当することであり、コモン・ローの一部としての慣習国際法についてアメリカの裁判所がそこまで積極的に判例法を形成しているとはいえない。したがって、この点についても異なった事象について外見上同一の基準を当てはめる論理といえよう。

今後の ATS の管轄権に基づく国際人権訴訟は、本判決により極めて限定的な展開となることが予想される。

(宮川成雄)

(7) 同旨の指摘、*The Supreme Court, 2003 Term—Leading Cases*, 118 HARV. L.REV. 248, 454 (2004).